

4 在宅勤務制度(1)

(1) 導入の目的

育児・介護といった家庭事情を持つ社員、妊娠中・出産直後・障がい等により通勤負荷の大きい社員が、在宅勤務をすることにより、ワークライフバランスの向上をはかるとともに、業務の生産性の向上をはかる。

(2) 在宅勤務の定義

在宅勤務：「自宅」で勤務を行うこと
(単身赴任者の家族居住地等を含む)

(3) 適用部署

帝人グループ9社のすべての部署を対象

注：対象部署は限定せず、個人の職務内容により、在宅勤務が実施可能かどうかを判断する。